

配偶者からの暴力を理由に避難している方 の申出の手続き

- 申出期間中（令和2年4月24日から4月30日まで）に、
今お住まいの市区町村の特別定額給付金担当窓口へ「申出書」を提出してください。
 - ※ 「申出書」は、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出るものです。
 - ※ 「申出書」は、お住まいの市区町村窓口のほか、婦人相談所や総務省ホームページなどで入手できます。
 - ※ 令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできます。
- 「申出書」には、配偶者からの暴力を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。
 - ・ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書
 - ・ 保護命令決定書の謄本又は正本
 - ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。
 - ※ 令和2年4月28日以降に今お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている方は、その旨を申し出れば市区町村において確認がとれるため、上の書類は必要ありません。
- 「申出書」に基づき、住民票がある市区町村へ連絡しますが、「申出書」に記入された、今お住まいの住所等の情報は知らせません。
- 特別定額給付金の申請手続きは、申出手続きとは別に行う必要があります。
- 詳細につきましては、今お住まいの市区町村にお問い合わせください。